

第 27 回総会議事録

<開催日> 令和4年10月7日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1・A2）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第214号～報告第246号

農地法第3条の3届出 4件

農地法第4条届出 7件

農地法第5条届出 22件

日程第3 報告第247号～報告第265号 農地の転用事実等に関する照会 19件

日程第4 報告第266号～報告第273号 農地法第18条第6項等通知 8件

日程第5 議案第110号～議案第114号 農地法第3条許可申請 5件

日程第6 議案第115号～議案第121号 農地法第5条許可申請 7件

日程第7 議案第122号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和4年度第7次計画分） 1件

日程第8 議案第123号 農用地利用配分計画案に対する意見について 1件

<出席委員>

1 番	山口 登志雄	2 番	山口 進	3 番	杉山 孝
4 番	竹内 和雄	5 番	齋藤 洋一	7 番	篠田 一男
8 番	平野 眞一	9 番	金子 一夫	10 番	地曳 功一
11 番	庄司 英実	12 番	江尻 幸子	13 番	高橋 勇
14 番	清水 宏益	15 番	林 憲司	16 番	吉田 和義
17 番	安藤 一男	18 番	地曳 昭裕		

以上 17 人 出席

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長	石井 彰一	係長	加藤 進哉	主査	吉野 慶太
主任主事	杉沢 謙太郎				

<午後 3 時 00 分開会>

委員の皆様には、お忙しいところ、総会への出席を頂き、ありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のためにも、スムーズな議事進行に、ご理解ご協力を頂きたく、お願い申し上げます。

それでは、ただ今から、第27回総会を開催いたします。
本日の出席委員は17名であり、会議は成立していることを報告いたします。
本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指名につきましては、議席9番金子一夫委員と議席18番地曳昭裕委員を指名いたします。
書記には事務局職員、吉野主査を任命いたします。

次に、日程第2 報告第214号から報告第246号、3ページから10ページの農地法第3条の3の届出4件、農地法第4条の届出7件、農地法第5条の届出22件についての報告でございます。
本件は、事務局長専決に基づくものであり、事務局長から報告を受け、これを受理したので報告いたします。

次に、日程第3 報告第247号から報告第265号、11ページから14ページの農地の転用事実等に関する照会19件についての報告でございます。
本件は、法務局や税務署より農地の現況や転用許可の有無等の照会に対して、調査結果等を報告するものであり、調査結果等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、日程第4 報告第266号から報告第273号、15ページから16ページの農地法第18条第6項等の通知8件の報告でございます。
本件は、農地の賃借権及び使用貸借権を合意により解約を行ったものを報告するものであります。
農業委員会に提出のありました合意解約の通知については、記載のとおりでございます。

次に、日程第5 議案第110号から議案第114号、17ページの農地法第3条の許可申請5案件について、議題に供します。
事務局の説明を求めます。

議案第110号から議案第114号、農地法第3条許可申請5案件について、ご説明いたします。
なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第5号の耕作地の面積が50アール以上の要件、第7号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。

初めに、議案第110号ですが、申請箇所は、3条位置図1の長須賀地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人と、農業経営を縮小する譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第111号ですが、申請箇所は、3条位置図2の中尾地先の農地になります。
農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第112号ですが、申請箇所は、3条位置図3の真里地先の農地になります。

事務局

農業経営の拡張を図る譲受人と、耕作ができない譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第113号ですが、申請箇所は、3条位置図4の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。

続いて、議案第114号ですが、申請箇所は、3条位置図5の真里谷地先の農地になります。農業経営の拡張を図る譲受人の要望により、譲渡人との間で協議が整い申請されたもので、売買による所有権移転をするものです。
以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第110号及び議案第111号について、地曳功一委員をお願いします。

地曳功一委員

初めに、議案第110号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約250日で、17,426平方メートルの農地を家族5人で耕作しています。
農業機械は田植え機・耕うん機・糶摺り機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田であり、水稻を作付けすることです。また、譲受人は申請地より道路側2筆の田を所有しており、一体として耕作すること、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、議案第111号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約180日で、36,953平方メートルの農地を家族4人で耕作しています。
農業機械はトラクター・コンバイン・耕うん機等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地の現況は畑であり、露地野菜を作付けすること、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。
以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。
ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

続いて、議案第112号から議案第114号について、金子委員をお願いします。

金子委員

初めに、議案第112号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。
本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。
譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、12,066平方メートルの農地を1人で耕作しています。
農業機械は田植え機・トラクター・コンバイン等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。
申請地は田であり、水稻を作付けすることです。また、譲受人は申請地の隣接地も既に耕作していることから、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。

金子委員

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第113号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約300日で、10,058平方メートルの農地を家族2人で耕作しています。

農業機械は耕うん機・農用車を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑であり、ブルーベリーを作付けすることです。また、譲受人は申請地の隣接地も既に耕作していることから、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、議案第114号について、調査してまいりましたのでご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張及び作業の効率化のため申請がされたものです。

譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約150日で、15,747平方メートルの農地を1人で耕作しています。

農業機械は耕うん機・バックホウ・農業用トラック等を所有しており、自作地の全てについて耕作しています。

申請地は畑であり、じゃがいもを作付けすることです。また、申請地は狭隘地ですが、隣接する畑を譲受人が所有していることから、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われれます。

以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願いします。

ご意見等も無いようですので、議案第110号から議案第114号の5案件について、一括で採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第110号から議案第114号、農地法第3条の許可申請5案件について、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙手多数 〉

挙手多数であります。

よって、議案第110号から議案第114号は、許可と決定いたします。

次に、日程第6 議案第115号から議案第121号、18ページから19ページの農地法第5条の許可申請7案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

議案第115号から議案第121号、農地法第5条許可申請の7案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第115号及び議案第116号ですが、関連案件のため一括して、ご説明いたします。

申請箇所は、転用位置図5-1の中島地先の農地になります。

申請目的は、診療所及び駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞なく申請に係る用途に供するかについてですが、許可日から約半年までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発関係の都市政策課との事前協議書も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第117号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の祇園地先の農地になります。

申請目的は、整骨院の店舗用地として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本土地については登記簿の面積が46平方メートルとなっておりますが、測量面積は173平方メートルとなり、地積測量図でも確認をしております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し親族からの借入金で賄う計画であり、その親族の資産状況については、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年3月31日までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われま

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、開発関係の都市政策課との事前協議書も添付され、確認したところ問題ないものと思われま

次に、議案第118号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の吾妻地先の農地になります。

申請目的は、隣地の住宅の駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模であることから、第2種農地と判断いたしました。なお、スクリーンの写真のとおり現況については、隣の宅地部分と同様に整備されている状態です。経緯としては、隣地宅地の工事業者が工事をする際、誤って申請地の農地も合わせて整地をしてしまったとのこと。違反転用の状態にはなっておりますが、土地の形状、また面積的に農地部分のみを現状復旧するのも現実的ではないこと、周辺環境へ悪影響を与えている事実もないこと等からやむを得ないと判断し、顛末書を徴した上で今回の総会に諮っております。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書を確認したところ、仮登記が付けられておりましたが、転用についての同意書も出されていることから問題は無いことを確認いたしました。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、特に該当するものはありませんでした。

次に、議案第119号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分についてですが、南東に存在する木更津市役所からの距離が約600メートルありますが、市役所周辺の宅地化率が40パーセントを超えており、その周囲1キロメートルの範囲に入ることから第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年11月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われ、問題ないものと思われれます。

次に、議案第120号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の大稲旧大久保地先の農地になります。

申請目的は、駐車場として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和5年7月末までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われれます。

最後に、行政庁の許認可等の状況ですが、道路工事施行承認書も添付され、確認したところ問題ないものと思われれます。

次に、議案第121号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、農地転用を伴う所有権移転の許可申請となっております。なお、本土地については以前、太陽光の許可申請がされ許可となりましたが、許可を受けた事業者の都合により許可取消となりました。工事等はされておらず、元の状態のままであったため、今回新たな業者が申請をしたものになります。

農地区分については、農地の広がり10ヘクタール未満で小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準のうち申請目的実現の確実性について、順にご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者ですが、土地登記事項証明書及び農地台帳により確認し、支障となる権利者は無いことを確認いたしました。

事務局	<p>次に、許可後遅滞無く申請に係る用途に供するかについてですが、令和4年12月中旬頃までに完成する計画となっており、許可後遅滞なく事業に着手するものと思われます。</p> <p>最後に、他法令の状況ですが、売電に関する事業協定書等も添付され、確認したところ問題ないものと思われます。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、議案第115号及び議案第116号について、高橋委員をお願いします。</p>
高橋委員	<p>議案第115号及び議案第116号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、外からの搬入土はなく、擁壁でも囲うため土砂の流出等は起きないと思われます。</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は浸透枿を経て南側道路側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後に、南側道路側溝へ放流するため問題は生じないと思われま</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>続いて、議案第117号から議案第119号について、山口進委員をお願いします。</p>
山口進委員	<p>初めに、議案第117号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p> <p>まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、宅内造成及び整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われま</p> <p>次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、雨水は宅地枿を経て東側道路側溝へ放流し、汚水は合併浄化槽で処理後、宅地枿を経て東側道路側溝へ放流するため問題は生じないと思われま</p> <p>次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われま</p> <p>次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われま</p> <p>最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま</p> <p>以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、議案第118号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。</p>

山口進委員

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

続いて、議案第119号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたしま

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、表面に碎石を敷き詰めるため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われ

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する営農中の農地はないため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

議長

続いて、議案第120号及び議案第121号について、金子委員お願

金子委員

初めに、議案第120号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたしま

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、碎石を敷いて整地するのみのため土砂の流出等は起きないと思われま

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われま

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、隣接する農地は無いため問題はないと思われま

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われま

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま

ご審議のほど、よろしくお願

金子委員

続いて、議案第121号について、推進委員と共に、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わず整地のみのため土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、道路に面し、他の農地の耕作に支障は起こらないと思われるため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、パネルの設置のみで高さも問題ないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題はないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願ひします。

杉山委員

はい。

議長

杉山委員、どうぞ。

杉山委員

議案第117号について教えてもらいたいのですが、公簿面積と実測面積で異なりますが、法務局での対応はどうなっているのですか。要するに、先に法務局に登録してから農業委員会に許可申請するのか、それとも実測面積での農業委員会に許可申請してからですか。

事務局

本来であれば、実測をして地積修正したうえで行うのが正しいとは思いますが、今回、申請にあたっては実測面積が明らかになっていれば申請上は問題ないとなっております。そのために実測面積の記した地積測量図もついております。また、開発関係についてもこの面積で受理しておりこの面積について誤りはないと判断しています。

今後、開発申請等を含め許可後に法務局に地積変更の申請等がされ訂正されると思ひます。処理としては、実績の地積測量図をもって行っているため申請上は問題ないものです。

杉山委員

はい、わかりました。

議長

その他、ございますか。

ご意見等も無いようですので、議案第115号から議案第121号の7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第115号から議案第121号、農地法第5条の許可申請7案件について、許可に賛成の方は挙手願ひします。

〈 全員挙手 〉

議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、議案第115号から議案第121号は、許可相当として知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、日程第7 議案第122号、20ページから25ページの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第7次計画分を議題に供します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第122号、木更津市農用地利用集積、令和4年度第7次計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、令和4年9月26日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。</p> <p>それでは、議案書の利用明細書に沿ってご説明いたします。</p> <p>今回の計画は、計画1から計画9となっております。</p> <p>利用目的は、計画1及び計画2、計画4、計画9が露地野菜を、計画3、計画5から計画8が水稻を作付けする計画となっております。</p> <p>利用権設定の種類は計画1から計画9全て賃借権の設定となっております。</p> <p>利用権設定期間は、計画1から計画4及び計画6から計画9が5年、計画5が10年となっております。</p> <p>計画合計数は、25筆17,100平方メートルとなっております。</p> <p>以上で、事務局の説明を終わります。</p>
議長	<p>続いて、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>初めに、計画1番について、平野委員をお願いします。</p>
平野委員	<p>私から、計画番号1番について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>続いて、計画2番から計画9番について、江尻委員をお願いします。</p>
江尻委員	<p>私からは、計画2番から計画9番について、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。</p> <p>本件は、農業経営の拡張を図るに当り、当該農地を新規に借り受けるものです。</p> <p>利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われま。</p> <p>なお、申請地の現況は田及び畑で、水稻及び露地野菜を作付けすることとあります。</p> <p>以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で、説明が終わりました。</p> <p>ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたらお願</p>

議長

いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第7次計画分には、■■■■にかかるとある計画がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限により、■■■■は退席をお願いします。

それでは、採決いたします。

議案第122号、木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和4年度第7次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第122号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

それでは、退席されております■■■■には、お戻り願います。

次に、日程第8 議案第123号、26ページから29ページの農用地利用配分計画案に対する意見について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第123号、農用地利用配分計画案に対する意見について、ご説明いたします。

本案件は、令和4年9月21日付けで木更津市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該計画案に対する意見を求められているものであります。

それでは、計画の内容について、ご説明いたします。

今回の計画は、計画1及び計画2となっております。

利用目的は、計画1及び計画2共に露地野菜を作付けする計画となっております。

設定する権利の種類は、計画1が賃借権の設定、計画2が使用貸借権の設定となっており、権利の存続期間は計画1が令和11年4月30日、計画2が令和9年2月28日までとなっております。

計画数は、合計29筆32,147平方メートルとなっております。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員の平野委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

平野委員

私からは、計画1番及び計画2について、権利の設定を受ける者が同一のため、一括してご説明いたします。

本件は、当該地を権利の設定を受けようとする者の父親名義で借り受けていたが、令和4年度中に農業経営の事業継承を行うために権利の設定を受けようとするものです。

なお、権利の設定を受ける者の経営の状況、耕作している農用地の面積、農機具の保有状況については、スクリーンに映し出されているとおりとなっております。

申請地の現況は畑であり、引き続き露地野菜を営農することとなります。

以上のことから、本件は問題ないものと判断しました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議長

議案第123号、農用地利用配分計画案に対する意見について、意見無いものと決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 全員挙手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第123号は、意見無いものと決定いたしましたので、市長宛にその旨を回答するものといたします。

以上で、本日の報告事項並びに議案の審議は全て終了いたしました。

これをもって、第27回総会を閉会といたします。
終了時間は、午後3時44分であります。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月7日

議 長

安藤 一 男

議事録署名委員

金子 一 夫

地 曳 昭 裕